

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 4 月 1 日

東根市長 土 田 正 剛

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 市長は、環境に優しい木質バイオマスを燃料とするペレットストーブ等の暖房機（別表に掲げる設備。以下「ペレットストーブ等」という。）の普及を促進することにより、森林資源の有効活用を図り、持続可能な循環型社会の実現及び地球温暖化の抑制に寄与するため、東根市補助金交付規則（昭和 31 年 3 月 1 日規則第 2 号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において、ペレットストーブ等を新たに設置する者に対し、補助金を交付する。

(補助事業)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、ペレットストーブ等を住宅(本市内において住居として使用され、または使用される予定の建物をいう。)に新たに設置する事業とする。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有し、又は有することとなる者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 補助事業について、本市の他の補助金の交付を受けていない者
- (4) ペレットストーブ等を 5 年以上使用すると認められる者
- (5) ペレットストーブ等について、適正な管理及び使用ができると認められる者

(補助対象設備)

第 4 条 補助金の交付の対象となるペレットストーブ等（以下「補助対象設備」という。）

は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 設備の種類ごとに、次に掲げる仕様を満たすこと。

ア ペレットストーブ 木質ペレット（建設廃材等を原料とするものを除く。以下同じ。）を燃料として使用する暖房機であること。

イ 薪ストーブ 薪を燃料として使用する暖房機であること。

(2) 居住する専用住宅または居住の用に供する床面積が当該建築物の延床面積の2分の1以上を占める併用住宅に設置するものであること。

(3) 未使用品であること。

(4) 補助金の交付決定前に購入および設置したものでないこと。

（補助対象経費及び補助金の額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象設備の種類ごとに、別表の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、補助金の額は、同表の補助金の額の欄に掲げる額とする。

（申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) ペレットストーブ等を設置する場所の見取図及び住宅地図等設置予定場所を確認できるもの

(4) ペレットストーブ等の設置前の現況写真。ただし、新築住宅への設置等の理由により添付が困難な場合は、省略することができる。

(5) ペレットストーブ等の性能及び仕様が分かる書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第8条 前条に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後において、当該事業計画の内容を変更しようとするときは、市長に対し東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

（変更承認の通知）

第9条 市長は、前条の規定による申請を承認するときは、事業変更承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第7条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助事業の完了後30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 事業成績書（様式第2号）
- （2） ペレットストーブ等の設置に係る費用の領収書の写し
- （3） ペレットストーブ等の設置後の状況写真
- （4） ペレットストーブ等を設置した場所及びその付近の見取図
- （5） 申請者本人の住民票
- （6） 納期が到来した納税証明書
- （7） 全各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第6号に定める納税証明書は、事業完了の日の属する年度のものとする。ただし、9月30日までに補助金交付の申請兼実績の報告を行う場合は、当該年度の前年度のものとする。

（補助金額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、書類の審査および現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付額の確定の通知を受けたときは、速やかに東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金請求書（様式9号）を市長に提

出しなければならない。

(代理人による補助金の交付申請等)

第 13 条 ペレットストーブ等の販売または設置工事を行う者は、ペレットストーブ等の設置者の委任を受けて、当該設置者に係る補助金の交付申請、請求、受領及び返還に関する事務を行うことができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第 14 条 市長は、補助金の交付の決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽または不正の行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すことが適当であると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定が取り消された者が既に補助金の交付を受けているときは、その全部または一部を返還させるものとする。

(関係書類の保管)

第 15 条 申請者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(1) 東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付決定通知書

(2) その他市長が必要と認める書類

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表

補助対象設備	補助対象経費	補助金の額
ペレットストーブ	<p>機器の設置に直接必要な経費は、ペレットストーブ本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費を含む。</p> <p>(設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。)</p>	<p>補助対象費(消費税を含む。)に3分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は10万円のいずれか低い額</p>
薪ストーブ	<p>機器の設置に直接必要な経費は、薪ストーブ本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費を含む。(設置者が自ら設置工事を行う場合は、機器及び工事に要する原材料の購入に要する経費に限る。)</p>	<p>補助対象経費(消費税を含む。)に3分の1を乗じて得た額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は10万円のいずれか低い額</p>

年 月 日

東根市長 あて

[申請者]

住所 _____

氏名 _____ ⑩

電話番号 _____

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付申請書

年度において、東根市ペレットストーブ等設置支援事業を実施したいので、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添付して申請します。

記

補助事業等の名称	事業費	補助金等申請額
東根市ペレットストーブ等設置支援事業	円	円

事業計画（成績）書

1 ストープ等の種類（該当する□にチェックしてください。）

ペレットストーブ 薪ストーブ

2 ストープ等の設置場所

建物の区分	設置（予定）箇所	設置位置
住宅	住所：東根市 _____ （新築・リフォーム・既存住宅） ※付近の見取図を添付	※設置場所の見取図を添付（例：1Fリビング、寝室など）

3 経費の配分計画（成績）

事業区分	（※）補助対象経費（C） （C）=（A）+（B） （消費税を含む）	負担区分	
		市補助金（A） （A）=（C）/ 3 （上限 10 万円）	自己負担（B）
事業費	円	円	円

（※）補助対象経費は、ペレットストーブ等本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費を含む。

4 工期

着工予定（着工）年月日 年 月 日

完了予定（完了）年月日 年 月 日

5 手続き代行者

郵便番号	〒
所在地	
業者名	
代表者名	印
電話番号	
担当者名	

誓 約 書

私は、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金の交付申請を行うに当たり、次に掲げる事項について遵守することを誓約いたします。

- 1 東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金により購入したペレットストーブ等は、適正に管理するとともに、効率的に運用します。
- 2 ペレットストーブ等は、5年以上使用します。
- 3 ペレットストーブ等の利用に当たっては、薪、ペレット、チップ等の燃焼による煙の発生について、近隣住宅等の迷惑にならないよう配慮し、近隣住民等から苦情があった場合には、誠実に対応します。
- 4 ペレットストーブ等においては、乾燥の不十分な薪及び腐敗処理や塗装の施された木材並びに廃棄物等の健康を害するおそれのあるものについて、一切これを使用しません。
- 5 火災の予防に努めます。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____

東根市長 あて

指令第 号
年 月 日

様

東根市長

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、度東根市ペレットストーブ等設置支援事業について、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助金名 東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助条件
 - (1) 申請者は、補助金に関する市の規則及び要綱の定めに従わなければならない。
 - (2) 市長は、申請者が市の規則及び補助金交付要綱に違反した場合は、補助金の交付決定を取り消すことができるものとする。
 - (3) 補助事業者は、補助金交付要綱第8条に規定する変更事由が生じた場合は、市長の承認を受けなければならない。

年 月 日

東根市長 あて

[申請者]

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

東根市ペレットストーブ等設置支援事業変更承認申請書

年 月 日付け指令第 号で補助金の交付決定があった東根市ペレットストーブ等設置支援事業について、下記のとおり事業を変更したいので、東根市補助金交付規則第4条の規定により承認されるよう申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

3 経費の配分（予定）

事業区分	(※)補助対象経費 (C) (C) = (A) + (B) (消費税を含む)	負担区分	
		市補助金(A) (A) = (C) / 3 (上限 10 万円)	自己負担 (B)
事業費 (変更前)	円	円	円
事業費 (変更後)	円	円	円

(※) 補助対象経費は、ペレットストーブ等本体の購入及び設置に要する経費並びに煙突等の配管に係る経費を含む。

4 添付書類

(1) 変更後の工事見積書

(2) その他

5 設置工事完了予定年月日 年 月 日

指令第 号
年 月 日

様

東根市長

東根市ペレットストーブ等設置支援事業計画変更承認通知書

年 月 日付けで計画変更承認申請に係る事業については、東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱第9条の規定により下記のとおりこれを承認します。

記

1 変更補助金額 円

2 補助金の交付条件

- (1) 変更の対象となる事業の内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他の条件については、年 月 日付け 第 号による補助金交付決定通知書に記載のとおりとする。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

東根市長 へ

[申請者]

住所 _____

氏名 _____ 印

電話番号 _____

東根市ペレットストーブ等設置支援事業実績報告書

年 月 日指令第 号をもって交付の通知のあった東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金について東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績を関係書類を添付して報告します。

様式第 8 号（第 11 条関係）

指令第 号
年 月 日

様

東根市長

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金交付額確定通知書

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金について、下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

金

円

年 月 日

東根市長 あて

請求者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金請求書

東根市ペレットストーブ等設置支援事業費補助金を下記のとおり請求します。なお、補助金は下記の指定口座に振り込んでください。

記

- 1 請求額 金 _____ 円
2 指定口座

金融機関名	
本支店名	
口座種別	1 普通 2 当座 3 その他 (○印を記入)
口座番号 (右詰めで記入)	
口座名義人	(フリガナ)